

一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会 役員選出規程

2020年11月29日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）定款第23条第1項に定める総会における役員を選任に際して、役員選出に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 本協定会款第22条第1項により、この規程における「役員」とは、理事及び監事をいう。

(役員の定数)

第3条 本協定会款第22条第1項の規定により、理事の定数は10名以上20名以内、監事の定数は3名以内とする。

(理事の区分及び定数)

第4条 理事の区分及び定数は次のとおりとする。

- (1) ブロック理事 10～20名

(理事の立候補)

第5条 理事は立候補制とする。

- 2 立候補の時期は、理事会で別に定める期間とする。
- 3 立候補の受付は、郵送によることとし、別に定める必要書類を締切日（当日消印有効）までに事務局に送付する。
- 4 立候補者は、正会員であることを要件とする。また、立候補にあたり、立候補理由を明記しなければならない。
- 5 立候補にあたり、正会員2名以上の推薦を必要とする。
 - (1) 推薦者は、推薦理由を明記すること。
 - (2) 推薦者が推薦できる立候補者は1名とする。
 - (3) 推薦者は、立候補できない。
- 6 連続5期理事を務めている者は立候補できない。

(監事の区分及び定数、選出方法)

第6条 監事の区分及び定数は次のとおりとする。

- (1) 業務担当監事 1名以上
- (2) 財務担当監事 1名以上

2 監事候補者は、理事会において選出する。

(ブロックの区分及びブロック理事の定数配分方法)

第7条 ブロックの区分は、次のとおりとする。

- (1) 東部ブロック
- (2) 中部ブロック
- (3) 西部ブロック

2 ブロック理事の定数は、当該年度の10月1日現在の会員数に比例して配分する。配分に関する決議は理事会で行うものとする。

(選挙管理委員会)

第8条 役員選出に係る事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2 理事会は、正会員の中から選挙管理委員5名を任命し、会長が委嘱する。ただし、理事会は、選挙管理委員として、理事、監事を任命することができない。

3 委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

4 選挙管理委員の任期は、原則として、当該年度の11月までに開催された理事会において任命された日から翌年の総会までの期間とする。

5 選挙管理委員は、理事に立候補すること、立候補者を推薦すること、監事候補者となることはできない。

6 選挙管理委員会は、ブロック理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の1週間前までに行う。

7 選挙管理委員会は、14日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。

8 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、また、理事会による監事の選出を受けて、役員候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

9 その他選挙管理委員会に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(欠員)

第9条 役員に欠員が生じた場合の措置は、別に定める。

(役員候補者名簿の周知)

第10条 役員候補者名簿は、総会に提出するとともに、本協会の広報媒体を介して、正会員に周知するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(細則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、役員選出に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 この規程は、2020 年 12 月 10 日から施行し、2021 年度及び 2022 年度の役員選出から適用する。